

「消防法」

(圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出)

第9条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防または消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で[政令で定めるもの](#)を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない、ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

「危険物の規制に関する政令」

(届出を要する物質の指定)

第1条の10 法第9条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- (1) 圧縮アセチレンガス 40キログラム
- (2) 無水硫酸 200キログラム
- (3) 液化石油ガス 300キログラム
- (4) 生石灰(酸化カルシウム80パーセント以上を含有するものをいう。) 500キログラム
- (5) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ道標の下欄に定める数量
- (6) 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ道標の下欄に定める数量

2 法第9条の3第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める場合は、高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第74条第1項、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第176条第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第87条第1項の規定により消防庁長官又は消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長)に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合(法第9条の3第2項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合)とする。

別表第1 (第1条の10関係)

|  | キログラム      |
|--|------------|
| (一) シアン化水素   | 30         |
| (二) シアン化ナトリウム  | 30         |
| (三) 水銀   | 30         |
| (四) セレン  | 30         |
| (五) ひ素   | 30         |
| (六) ふつ化水素  | 30         |
| (七) モノフルオール酢酸  | 30         |
| (八) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの | 総務省令で定める数量 |

別表第2（第1条の10関係）

|   | キログラム                      |
|---|----------------------------|
| (一) アンモニア   | 200                        |
| (二) 塩化水素  | 200                        |
| (三) クロルスルホン酸  | 200                        |
| (四) クロロピクリン   | 200                        |
| (五) クロルメチル  | 200                        |
| (六) クロロホルム  | 200                        |
| (七) けいふつ化水素酸  | 200                        |
| (八) 四塩化炭素   | 200                        |
| (九) 臭素  | 200                        |
| (十) 発煙硫酸  | 200                        |
| (十一) ブロム水素  | 200                        |
| (十二) ブロムメチル   | 200                        |
| (十三) ホルムアルデヒド   | 200                        |
| (十四) モノクロル酢酸  | 200                        |
| (十五) よう素  | 200                        |
| (十六) 硫酸   | 200                        |
| (十七) りん化亜鉛  | 200                        |
| (十八) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの | <a href="#">総務省令で定める数量</a> |

「危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令」

(危険物の規制に関する政令別表第1の総務省令で定める物質及び数量)

第1条 危険物の規制に関する政令別表第1の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第1の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

|   |         |
|---|---------|
| (一) 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤  | 30キログラム |
| (二) 五塩化りん及びこれを含有する製剤  |         |
| (三) 三塩化ほう素及びこれを含有する製剤   |         |
| (四) 三塩化りん及びこれを含有する製剤  |         |
| (五) 三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤  |         |
| (六) シアン化水素を含有する製剤   |         |
| (七) シアン化ナトリウムを含有する製剤  |         |
| (八) シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤   |         |
| (九) シアン化カリウム及びこれを含有する製剤   |         |
| (十) シアン化銀及びこれを含有する製剤  |         |
| (十一) シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤   |         |
| (十二) シアン化第一銅及びこれを含有する製剤   |         |
| (十三) シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤  |         |
| (十四) シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤  |         |
| (十五) シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤   |         |
| (十六) 二・三ージシアノ―・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（二・三ージシアノ―・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。） |         |
| (十七) 塩化第二水銀及びこれを含有する製剤  |         |
| (十八) 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀五%以下を含有するものを除く。）   |         |
| (十九) 硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤  |         |
| (二十) 亜ひ酸及びこれを含有する製剤   |         |
| (二十一) 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤  |         |
| (二十二) ひ化水素及びこれを含有する製剤   |         |

|  |
|--|
| (二十三) ひ酸及びこれを含有する製剤  |
| (二十四) ふっ化水素を含有する製剤   |
| (二十五) ヘキサキス (β・β-ジメチルフエネチル) ジスタンノキサン<br>(別名酸化フェンブタズ) 及びこれを含有する製剤 |
| (二十六) ホスゲン及びこれを含有する製剤  |
| (二十七) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤                                       |
| (二十八) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤                                  |
| (二十九) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤                                  |
| (三十) りん化水素及びこれを含有する製剤  |

(危険物の規制に関する政令別表第2の総務省令で定める物質及び数量)

第2条 危険物の規制に関する政令別表第2の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第2の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

|  |          |
|--|----------|
| (一) 塩化亜鉛                                 | 200キログラム |
| (二) 酢酸亜鉛                                 |          |
| (三) 硫酸亜鉛                                 |          |
| (四) りん酸亜鉛                                |          |
| (五) アクリルアミド及びこれを含有する製剤                   |          |
| (六) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤                  |          |
| (七) 三酸化アンチモン                             |          |
| (八) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤             |          |
| (九) アンモニアを含有する製剤 (アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。) |          |
| (十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤             |          |
| (十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤                 |          |
| (十二) 塩化水素を含有する製剤 (塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)  |          |
| (十三) 塩素                                  |          |
| (十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤              |          |
| (十五) 酸化カドミウム                             |          |

|  |
|--|
| (十六) 硝酸カドミウム   |
| (十七) 硫化カドミウム   |
| (十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤   |
| (十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤  |
| (二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。）   |
| (二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤  |
| (二十二) クロルピクリンを含有する製剤   |
| (二十三) クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。）                              |
| (二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤  |
| (二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤  |
| (二十六) けいふっ化水素酸を含有する製剤  |
| (二十七) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤   |
| (二十八) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤  |
| (二十九) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤   |
| (三十) 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇%以下を含有するものを除く。） |
| (三十一) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤   |
| (三十二) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。）  |
| (三十三) 二・三ージシアノ――・四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇%以下を含有する製剤   |
| (三十四) 四塩化炭素を含有する製剤   |
| (三十五) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。）  |
| (三十六) 塩化第一すず   |

|                                |
|--------------------------------|
| (三十七) 塩化第二すず                   |
| (三十八) 硫酸第一すず                   |
| (三十九) 塩化第一銅                    |
| (四十) 塩化第二銅                     |
| (四十一) 硫酸銅                      |
| (四十二) 一酸化鉛                     |
| (四十三) 塩基性けい酸鉛                  |
| (四十四) けい酸鉛                     |
| (四十五) 酢酸鉛                      |
| (四十六) 三塩基性硫酸鉛                  |
| (四十七) シアナミド鉛                   |
| (四十八) ステアリン酸鉛                  |
| (四十九) 鉛酸カルシウム                  |
| (五十) 二塩基性亜硫酸鉛                  |
| (五十一) 二塩基性亜りん酸鉛                |
| (五十二) 二塩基性ステアリン酸鉛              |
| (五十三) 二酸化鉛                     |
| (五十四) 塩化バリウム                   |
| (五十五) カルボン酸のバリウム塩              |
| (五十六) 水酸化バリウム                  |
| (五十七) 炭酸バリウム                   |
| (五十八) チタン酸バリウム                 |
| (五十九) ふっ化バリウム                  |
| (六十) メタホウ酸バリウム                 |
| (六十一) ピロカテコール及びこれを含有する製剤       |
| (六十二) オルトフェニレンジアミン             |
| (六十三) メタフェニレンジアミン              |
| (六十四) ブロム水素を含有する製剤             |
| (六十五) ブロムメチルを含有する製剤            |
| (六十六) 一ブロモ一三クロロプロパン及びこれを含有する製剤 |

|  |
|--|
| (六十七) ほうふっ化水素酸   |
| (六十八) ほうふっ化カリウム  |
| (六十九) ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）                 |
| (七十) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤（メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。） |
| (七十一) メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。）                |
| (七十二) ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤                      |
| (七十三) 硫酸を含有する製剤（硫酸六〇%以下を含有するものを除く。）                            |
| (七十四) りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一%以下を含有するものを除く。）                       |